

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「法人」という。）の施設の秩序の維持、火災予防その他施設の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「施設」とは、法人の事業の用に供する建物及びその付帯設備並びにこれらの敷地をいう。

(施設管理責任者)

第3条 施設管理を行わせるため、施設管理責任者を置き、総務課長又はこれに相当する者をもってこれに充てる。

(禁止行為)

第4条 施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 示威又はけん騒にわたる行為をすること。
- (2) 通行の妨害になる行為をすること。
- (3) 施設及び物件を損傷し、施設の美観を損し、又は不潔な行為をすること。
- (4) 危険な場所等において火気を取り扱うこと。
- (5) 正当な理由がなく凶器、爆発性物質等の危険物を持ち込むこと。
- (6) 患者に面会を強要すること。
- (7) 施設に用務のない者が駐車すること。

2 施設管理責任者は、前項各号に違反した者に対しては、直ちに施設から退去させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、施設管理責任者は、当該物件を撤去することができる。

(許可を必要とする行為)

第5条 施設において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ施設管理責任者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、宣伝、勧誘又は寄附の募集その他これらに類する行為をすること。
- (2) 広告物等を掲示し、配布し、若しくは回覧し、又は看板、立札類を設置する行為をすること。
- (3) 仮設工作物の設置その他施設を一時的かつ特別に使用する行為をすること。
- (4) 旗、幕、プラカードその他これらに類するもの又は拡声機、宣伝車等を所持し、若しくは持ち込もうとする行為をすること。
- (5) 会議、集会、催し物その他これらに類する行為をすること。

2 施設管理責任者は、前項の許可をする場合において必要な条件を付し、又は指示することができる。

3 施設管理責任者は、第1項の許可を受けた者が、その許可の内容又は前項の条件若しくは指示に違反したときは、許可を取り消し、その行為を中止させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、施設管理責任者は、当該物件を撤去することができる。

(夜間又は診療を行わない日の出入り)

第6条 午後8時から翌日午前7時まで又は診療を行わない日に入場しようとする者（救急外来で受診する者を除く。）は、入院棟3階総合案内にて来訪者名簿に住所、氏名、入場時間等を記入し、退場するときは退場時間を記入しなければならない。

(防火管理者等)

第7条 法人に、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定による防火管理者のほか、防火担当責任者を置く。

2 防火担当責任者は、防火管理者が指定する職にある者をもって充てる。

3 防火担当責任者の業務については、別に定める。

(臨時の火気使用)

第8条 施設において臨時に火気を使用する場合には、防火担当責任者を経て防火管理者の許可を受けなければならない。

(警報伝達及び火気使用の規制等)

第9条 防火管理者は、火災警報の発令その他の事情により火災発生危険等を認めたときは、その旨を職員に伝達しなければならない。

2 前項の伝達が行われたときは、防火管理者及び防火担当責任者は、火気使用について予防措置を行うとともに火気の使用及び危険な場所への出入りを禁止することができる。

(非常持出し)

第10条 施設又はその付近に火災が発生し、延焼のおそれがあると認められる場合には、患者、見舞客等の安全確保及び避難誘導を優先し、その後あらかじめ定めた重要な書類及び物件を安全な場所に搬出し、監視しなければならない。

(消防訓練)

第11条 防火管理者は、火災が発生した場合において被害を最小限にとどめるため、消防訓練を年2回実施しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、消防訓練の実施に関し必要な事項は、防火管理者が別に定める。

(連絡事項)

第12条 防火管理者は、次に掲げる事項について常に消防機関との連絡を保たなければならない。

(1) 消防計画の提出

(2) 査察の要請

(3) 消防訓練及び防火教育の指導

(4) 前各号に定めるもののほか、施設における防火管理について必要な事項

(その他)

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年4月11日制定)

この規程は、平成30年5月1日から施行する。